

○財務省告示第百十六号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十八年三月二十二日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年四月六日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第二百十
七回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び財政
の法律及びその
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に
る法律（平成二十四年法律第
一号）第二十一条並びに特別
会計に関する法律（平成十九
法律第二十三号）第四十六条第
一項、第四十七条第一項及び第
六十二条第一項
三 振替法の適
用等
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
四 発行方法
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国

の払込み

払込金額に加え、次の算式による算出した金額を第二十号に規定する期日に払い込むものとす

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1 \times 2}{100 \times 365}$$

十四 初期利子

平成二十八年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1 \times 1}{100 \times 2}$$

十五 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十六 償還期限

平成三十三年三月二十日額面金額百円につき百円

十七 償還金額

日本銀行

十八 払場所

財務大臣から通知を受けた者

十九 入札参加

二十 払込期日

平成二十八年三月二十二日